

企画競争説明書

業務名称：パキスタン国アフガニスタン難民及びホストコミュニティの職業訓練を通じた生計向上に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：22a00186

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年6月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年6月15日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パキスタン国アフガニスタン難民及びホストコミュニティの職業訓練を通じた生計向上に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年8月 ～ 2023年11月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Nakagawa.Shigeo@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部

南アジア部 南アジア第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年6月22日 12時
2	質問への回答	2022年6月27日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年7月1日 12時
5	評価結果の通知日	2022年7月14日
6	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp 宛、CC: Nakagawa.Shigeo@jica.go.jp)

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「**パキスタン国アフガニスタン難民及びホストコミュニティの職業訓練を通じた生計向上に係る情報収集・確認調査**」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」）は、アフガニスタン・イスラム共和国（以下、「アフガニスタン」）からの登録難民を約140万人抱えており、加えて非登録難民は約84万人、登録難民にも非登録難民にも該当せずパキスタン政府から不法移民とみなされているアフガニスタン人は約77万5,000人いると推計されている（UNHCR、2022）。アフガニスタンとの国境に接するハイバル・パフトウンハール州（以下、「KP州」）には、登録アフガニスタン難民の51%が居住しているほか、首都イスラマバード市を含めた都市部にも同登録アフガニスタン難民が居住している（UNHCR、2021）。パキスタンにおけるアフガニスタン難民の受け入れは、1970年代後半から40年以上続いており、さらに2021年1月以降アフガニスタン情勢を主な理由としてパキスタン国内に新たに流入したアフガニスタン人が推計約10万人とされている（UNHCR、2021）。受け入れの長期化と新規のアフガニスタン人の流入により、ホストコミュニティにおける公共サービス提供等の負担が増大しており、負担軽減のための国際的支援が求められている（UNHCR、2022）。

パキスタン政府は、2021年8月のタリバーンによるアフガニスタン制圧以降にパキスタンへ移動したアフガニスタン人については、一時的な避難民と位置付けており、難民としての新規登録を認めていない。一方、パキスタン政府は、長年パキスタンに居住する登録アフガニスタン難民を強制的に帰還させる方針等は打ち出していない。そのため、アフガニスタンの状況が安定化しない限り、登録アフガニスタン難民が今後もパキスタン住民と共存していく可能性は高い。この可能性を踏まえ、登録アフガニスタン難民が自立的にパキスタン国内あるいは帰還後に生計を立てられるよう、また同時にホストコミュニティとの間で軋轢が生じることを防ぐためにも、登録アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の両者を対象とした生計向上のための取り組みが必要である。両者の生計向上により、所得格差の縮小や貧困削減、ひいては地域の平和と安定化が期待できる。

アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民を対象とした職業訓練を通じた生計向上のための支援や調査は、これまで国際機関や現地NGO等によって実施され

ている。それらの実績や教訓から、生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための既存の支援事業やパキスタン政府が必要と考える支援事業が、アフガニスタン難民及びホストコミュニティが労働市場から求められる能力向上に繋がっていない可能性が示唆されている。また、これまで実施されてきた関連分野の既存の支援事業が、アフガニスタン難民及びホストコミュニティの生計向上に繋がらなかった事例も確認されている。そのため、本調査では先行事例の成功・失敗要因を確認の上、生計向上に効果的に結び付く事業について検討することが重要である。アフガニスタン難民は、特に正規雇用へのアクセスが限定的であるため自営業の起業支援も生計向上に有益なアプローチと確認されているが、ビジネスアイデアが市場のニーズと合致していることが必要であり、生計向上や自立の観点では容易な手段ではないと言われている。また、職業訓練修了時に訓練経験を担保するための修了証を発行している他ドナーもあるが、パキスタンの労働市場において短期訓練の修了証の所持が就労時に有利に働くか否かについても確認が必要である。

第3条 調査の目的と範囲

本調査では、KP州ペシャワール市、ハリプール県、コハット県及び首都イスラマバード市における、アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計や就労に係る状況、調査対象地域における産業や労働市場の状況、既存の支援事業等を確認した上で、生計向上や能力向上（職業訓練含む）支援の事業が提供されるにあたって適切な事業内容（分野やスキル等）を検討するための情報収集・分析を行うことを目的とする。

第4条 調査実施の留意事項

（1） 既存資料の最大限の活用による効率的な調査

パキスタン政府関係機関のうち、National Vocational and Technical Training Commission（以下、「NAVTTTC」）は、職業訓練の政策策定、訓練機関の認定、研修プログラムや訓練で得られる資格に関する事項の策定等を実施しており、各州の支所では訓練機関のモニタリング等を行っている。Chief Commissionerate for Afghan Refugees（以下、「CCAR」）は、アフガニスタン難民支援のコーディネーションを実施している。既存の職業訓練に係る情報や、アフガニスタン難民への支援に係る情報については、これらの機関と連携し情報収集を行う。

他ドナー（UNHCR、ILO、UNDP等）、現地NGO等は、パキスタンにおけるアフガニスタン難民又はホストコミュニティを対象として、生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援や調査を実施している。そのため、本調査に関連する基礎情報、既存の支援事業の現状を把握する際は、既存の調査や関連資料等を最大限活用する。

加えて、JICAの実施中・過去案件の報告書等も参照する。例えば、「パキスタン北西部国境周辺地域における情報収集・確認調査」（2020年12月～2021年2月）では、アフガニスタン難民の状況を含むKP州の概況が調査されており、本調査の参考となる。

受注者は、国内作業期間中に既存資料による情報収集を行い、不足する情報については質問票等を用いて現地調査を行う等、効率的に調査を進めるよう留意する。

（2） 既存事業の内容、教訓等の分析と本調査への活用

パキスタンにおけるアフガニスタン難民又はホストコミュニティを対象として、これまで他ドナーや現地NGO等により生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援事業や調査が実施されてきた。例えば以下の団体が支援事業や調査を行っている。

- 国連難民高等弁務官事務所（Office of the United Nations High Commissioner for Refugees。以下、「UNHCR」）：Refugee-Affected and Hosting Areas（以下、「RAHA」）プログラムにおいて、ホストコミュニティの負担を軽減し社会的結束を促進することを目的として、アフガニスタン難民及びホストコミュニティの双方を対象に、職業訓練や生活支援等の提供を含め様々な支援を実施している。
- 国連開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」）：ホストコミュニティを主な対象として生計向上支援を実施している。
- 欧州連合（European Union。以下、「EU」）：登録アフガニスタン難民及び非登録アフガニスタン難民の置かれている状況を分析し、今後の国際支援を検討するための調査を実施している。
- ドイツ国際協力公社（German Agency for International Cooperation。以下、「GIZ」）：Ministry of States and Frontier Region（以下、「SAFRON」）及びCCARのマネジメント支援に加え、アフガニスタン難民及びホストコミュニティの双方を対象に、起業家向け研修、社会サービスや相互の交流の場の提供等を通じて、地域の安定化を目指している。

しかしながら、これらの支援が対象者の生計向上に必ずしも繋がらなかった事例も確認されている。これまでの支援事業の実績とその教訓を踏まえ、本調査では、アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計向上に確実に貢献し、且つ一時的な効果ではなく中長期的効果に資するアプローチを検討する。

（3） 調査対象

本調査では、登録アフガニスタン難民の他、非登録難民、2021年以降に発生した避難民等を調査対象とし、調査対象地域におけるアフガニスタン難民及びホストコミュニティが置かれている状況の全体像を把握できるよう情報収集を行う。

一方で、本調査でパイロット事業を行う場合、同事業の想定受益者は、前述のパキスタン政府のアフガニスタン難民に関する方針に配慮し、登録アフガニスタン難民及びその登録アフガニスタン難民を受け入れているホストコミュニティに居住するパキスタン人とする予定である。

（4） 調査を踏まえた中間レビューでの課題分析

本調査の中間レビューでは、アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計向上に確実に貢献し、且つ一時的な効果ではなく中長期的効果に資するアプローチとしてどのようなものが考えられるか、調査を踏まえ仮説を立てる。さらに、そのアプローチの有効性について、検証の必要性や実施可能性があると判断した場合には、パイロット事業を実施し効果検証を行う。パイロット事業については、実施の必要性や実施可能性を含め、事業内容等の詳細をパキスタン政府関係機関及びJICA南アジア部及び関係部と協議・検討する。

現時点で想定されるパイロット事業の内容としては、想定受益者に対する能力向上（職業訓練含む）のため研修機会の提供や、就労・起業を促進するための取り組みが

ある。パイロット事業を実施する判断となった場合には、事業内容について具体的に検討（能力向上のための研修機会の提供のみで十分なのか、就労や起業を促進する取り組みに注力した方が効果的なのか、能力向上と就労・起業支援の両方を組み合わせた方が良いのか、特定の業界への就労に向けての適切な研修が実施できそうか等）を行う。

（５） 調査対象者が就労・起業を目指すセクターや業界の確認

アフガニスタン難民やホストコミュニティの就労・起業を通じた生計向上を支援するにあたり、調査対象者の居住する地域の労働市場において求められる就労・起業ニーズを踏まえ、そのニーズに合った能力向上に寄与する支援事業を計画する必要がある。

アフガニスタン難民は、パキスタンにおいて公式には就労が認められておらず、就労機会の多くがインフォーマルセクターであり、就労可能な業界も限られている。また、UNHCR及びILOの報告書（2018）によると、アフガニスタン難民の生業として多いのは、農業、建設業、小売業、自動車修理業、貿易等、ホストコミュニティ住民の生業として多いのは、農業、畜産業、公共・民間セクターの正規雇用等という情報もある。本調査では、このような既存資料の情報や現地で得られる情報、労働市場におけるニーズの有無等を考慮し、アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計向上に確実に貢献し、且つ一時的な効果ではなく中長期的効果に資するアプローチを検討する。

（６） アフガニスタン難民及びホストコミュニティの特性

今後の支援を検討する上で、アフガニスタン難民及びホストコミュニティがそれぞれに抱える課題やニーズを把握することが重要である。例えば、パキスタンにおいて生計を立てる際のアフガニスタン難民特有の課題（正規雇用の機会が少ない、金融サービスへのアクセスが限られており起業が難しい等）に着目することで、アフガニスタン難民及びホストコミュニティの課題やニーズの共通点・相違点を確認し、そのような情報を今後の支援の検討に活用する計画である。

このため、本調査においては、中間レビュー前の調査の段階では、調査対象を登録アフガニスタン難民に限定せず、非登録難民、2021年以降に発生した避難民等も含め、調査対象地域におけるアフガニスタン難民及びホストコミュニティが置かれている状況の全体像を把握できるよう情報収集を行う。

一方で、本調査でパイロット事業を行う場合、前述のパキスタン政府のアフガニスタン難民に関する方針に配慮し、登録アフガニスタン難民及びその登録アフガニスタン難民を受け入れているホストコミュニティに居住するパキスタン人を対象とする。「ホストコミュニティ」として、アフガニスタン難民のRefugee Villageがある地域を想定している。具体的には、KP州ペシャワール市、ハリプール県、コハット県については、CCARが有するRefugee Villageの情報をもとに地域を特定する。スラマバード市については、Refugee Villageだけではなく非公式のアフガニスタン難民定住地域等に係る情報等も踏まえ地域を特定することが考えられるが、適切な手法で地域選定を行うことが必要である。

（７） ホストコミュニティ住民の脆弱層への支援の必要性の検討

本調査のパイロット事業で、ホストコミュニティ住民に対する支援を行う際は、住民の中でも脆弱層を対象とする支援を検討予定であるが、この際、JICAの今後の協力検討に際し、調査する必要性・意義が高いと思われる脆弱層の定義等を十分に検討・確認することが必要である。

(8) 協力アプローチ及びパイロット事業の柔軟な検討

今後の協力アプローチの検討にあたっては、様々なステークホルダーとの連携やスキーム（技術協力や無償資金協力、NGOや国際機関との連携事業含む）を想定した検討が必要である。

また、本調査でのパイロット事業については、現地リソース（公的機関、現地NGO、ローカルコンサルタント等）と再委託契約による実施を想定しているが、パイロット事業の内容・実施方法については、十分に検討を行うこと。就労・起業に向けた能力向上のための研修機会の提供が想定されるが、より適当なパイロット事業（案）があれば、その実施手法とあわせプロポーザルにて提案すること（1~2案を目安とする）。

パイロット事業は、2023年6月上旬までに完了する予定である。

(9) 調査対象地域の地域特性への配慮

調査対象地域はKP州ペシャワール市、ハリプール県、コハット県及び首都イスラマバード市であるが、地域毎の調査対象者の生計向上や就労に係る課題について把握し、パイロット事業を行う場合は地域特性に応じた支援を検討する。

(10) ジェンダー平等への配慮

また、調査対象者のうち、女性は男性に比べて能力向上のための支援事業へのアクセスが難しい状況にあることが予想されることから、女性の支援事業への参画を促進するためにどのような方法があるかについても配慮する。

(11) 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた調査計画の策定

現在、パキスタンでは新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向であるが、①現地の感染状況に係る最新情報についてパキスタン事務所に確認する、②日本帰国時における最新の水際対策措置を確認する、といった対応を徹底すること。現時点（2022年4月）では、パキスタンへの入国に際して、コロナワクチンを完全に接種している者（世界保健機関が承認したワクチンを規定回数接種した者）は陰性証明書の携行は求められないが、コロナワクチンを完全に接種していない者は搭乗前72時間以内に受検したPCR検査の陰性証明書の携行が求められる。本調査の実施段階における新型コロナウイルスの流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現状と同様の措置が継続している可能性もあることから、現地渡航に際しては上記措置が必要になると仮定した要員計画及び積算を行う。また、JICAの定める「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における海外渡航 行動規範」を遵守する。調査実施期間中、パキスタン政府の措置ないしJICAの安全対策措置により、パキスタンへの渡航自体が不可能な状況が生じる可能性もあることから、そのような場合の調査及び協議の代替方法についても検討する。

第5条 調査の内容

第4条を踏まえ、以下を行う。

(1) 調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ住民の生計・就労の現状に係る調査

調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ住民の生計・就労の現状について、以下の情報を収集する。以下の調査項目の他、より適当と考えられる調査項目がある場合は、プロポーザルで提案する。

1) 収入・就労の現状

- ・ 世帯情報（世帯構成、収入源等）
- ・ 現在の月収・年収／最低限の生活のために必要な月収・年収
- ・ 雇用形態（正規、非正規等）
- ・ 女性の就労状況
- ・ アフガニスタン難民が従事し得る業界、業種、職種、職能
- ・ ホストコミュニティ住民が従事し得る業界、業種、職種、職能
- ・ 就労している地域・移動傾向の有無（時期による移動の有無等）
- ・ 就労を希望しているものの無職である場合の情報（年齢、男女比、就労を希望する分野、就労が困難な理由等）
- ・ ホストコミュニティ住民の脆弱層（女性世帯主、ひとり親、収入の少ない世帯等）

2) 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援・研修の機会

- ・ 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援機関へのアクセス有無
- ・ 就労のための資格（資格取得状況、資格活用状況、取得を希望する資格、資格の取得を希望しているもののそれが困難な理由等）

3) 就労関連スキル

- ・ 現在の就労先で活かされているスキル
- ・ 現在必要とされているものの有していないスキル

4) 起業関連スキル、必要リソース等

- ・ （現在就労をしているか否かに関わらず）起業を希望しているか
- ・ パキスタンにおいて起業を希望する場合の業種
- ・ パキスタンにおいて起業を希望する場合に必要なリソース（起業に関する情報、開業資金、道具等）
- ・ パキスタンにおける起業条件、必要な手続き等の留意事項
- ・ アフガニスタン難民の起業実績の事例とそこから得られる教訓

(2) 調査対象地域の産業、労働市場等に係る調査

調査対象地域の産業、労働市場等について、以下の情報を収集する。以下の調査項目の他、より適当と考えられる調査項目がある場合は、プロポーザルで提案する。

1) 調査対象地域の産業構造（フォーマル、インフォーマル）

- ・ 調査対象地域の産業構造（第1次・第2次・第3次産業の割合、主要な業種）
- ・ 産業別の労働力人口割合
- ・ 求人情報へのアクセス方法

2) 調査対象地域の労働市場（フォーマル、インフォーマル）

- ・ 1)のうち、アフガニスタン難民・ホストコミュニティ住民の就労可能性の

ある業種

- 上述の業種で求められるスキルとそのレベル
- 上述の業種において、生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援事業等で得られる資格が活用できる可能性
- 上述の業種における女性の就労に関するニーズ

3) 調査対象地域の起業の状況

- 起業者数、業種の内訳
- 起業している人が活用しているスキル、リソース

(3) 調査対象地域における公的機関、他ドナー、現地NGO等によるアフガニスタン難民・ホストコミュニティの生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための既存事業に係る調査

調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティの生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための既存事業について、以下の機関の情報を収集・分析する。以下の調査対象機関の他、より適当と考えられる訪問先がある場合は、プロポーザルで提案する。

- 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）
- 国連開発計画（UNDP）
- 欧州連合（EU）
- ドイツ国際協力公社（GIZ）
- 現地NGO
- 生計向上に関連する公的な支援事業実施機関

(4) 中間レビュー

1) 上述の調査内容（1）～（3）の調査結果を踏まえた課題分析

2) 1) の課題解決方策の検討

アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計向上に確実に貢献し、且つ一時的な効果ではなく中長期的効果に資するアプローチを検討する。そのアプローチの有効性について、検証の必要性や実施可能性があると判断した場合には、パイロット事業を実施し効果検証を行う。パイロット事業については、実施の必要性や実施可能性を含め、事業内容等の詳細をパキスタン政府関係機関及びJICA南アジア部及び関係部と協議・検討する。

(5) パイロット事業の計画・実施¹

1) パイロット事業の計画作成

パイロット事業では、生計向上のための支援として、同事業の想定受益者に対する能力向上のための研修機会提供や、就労・起業を促進するための取り組みを実施することを想定している。パイロット事業の実施の必要性や実施可能性を含め、事業内容や規模等の詳細は、中間レビューの結果に応じて検討する。パイロット事業を実施する場合、現地再委託先は、成果品としてパイロット事

¹ パイロット事業の計画・実施は、中間レビューの結果パイロット事業が必要と判断された場合に行う。

業計画書を作成し、パイロット事業開始時に受注者に提出する。

2) パイロット事業の実施

パイロット事業を実施する場合、パイロット事業実施完了後、現地再委託先は、成果品としてパイロット事業完了報告書を作成し、受注者に提出する。

(6) パイロット事業の効果検証²及び今後の支援方向性の検討

1) パイロット事業の効果検証

- ・パイロット事業実施前後（1～3カ月後）の就労有無の比較、収入の変化等
- ・対象地域の妥当性
- ・有効なジェンダー配慮手法
- ・アフガニスタン難民とホストコミュニティの関係性の変化

2) 本調査を踏まえた今後の支援の方向性の検討

- ・パキスタン政府及びJICAへの今後の支援の提言
- ・今後の支援と他ドナーによる既存の支援との連携の可能性
- ・今後更なる支援を行う上で考慮すべき事項

(7) ドラフトファイナルレポートの作成と先方関係機関への説明

1) 以上の調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、JICA南アジア部及び関係部と会議（オンラインを想定）を開催し、内容について説明・協議を行う。協議の結果を受けて、ドラフトファイナルレポートを更新し、JICA南アジア部の了承を得る。

2) 先方関係機関に対し、ドラフトファイナルレポートの内容について説明・協議を行う（オンラインを想定）。その際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上に明記すると共に、口頭でも明確に伝え、先方政府関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう留意すること。

(8) ファイナルレポートの作成

1) ドラフトファイナルレポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については修正し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

2) ファイナルレポートの内容について、先方関係機関に対し説明を行う（オンラインを想定）。

(9) 業務工程

2022年8月に業務を開始し、2023年11月30日に最終成果品をJICAに提出することを想定している。業務工程（案）は以下のとおり。

なお、(1)～(8)の調査内容は、パイロット事業を実施する想定の内容となっているが、パイロット事業実施の必要性や実施可能性は、中間レビューの結果に応じてパキスタン政府関係機関、JICA南アジア部及び関係部と協議・検討の

² パイロット事業の効果検証は、中間レビューの結果パイロット事業が必要と判断された場合に行う。

上判断する。

- 1) 国内準備作業（2022年8月上旬～10月上旬）
 - 調査実施に関する基本方針、方法、項目、内容、スケジュール等を検討し、業務計画書として取りまとめる。業務計画書の内容をJICA南アジア部及び関係部に説明する。
 - インセプションレポートを取りまとめる。
 - 先方政府による政策文書及び他ドナーによる既存報告書、その他公開されている情報から調査対象地域のアフガニスタン難民及びホストコミュニティの生計向上・就労に係る現状・課題について情報収集する。必要に応じて先方関係機関及び他ドナーへの遠隔でのヒアリングを行う。
- 2) 第1回現地渡航（2022年10月中旬～11月下旬）
 - インセプションレポートの内容を先方関係機関に説明する。また、第1回現地渡航では主に以下の項目を調査・実施する。
 - ・ 調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ住民の生計・就労の現状に係る調査
 - ・ 調査対象地域における産業、労働市場等に係る調査
 - ・ 調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティの生計向上のための既存事業に係る調査
 - ・ パイロット事業の現地再委託先候補の選定
 - ・ 第1回現地渡航の業務内容のJICA南アジア部及びパキスタン事務所への報告
- 3) 国内整理作業（2022年12月上旬～2023年1月下旬）
 - 第1回現地渡航での調査結果を整理する。整理の結果、追加すべき調査事項がある場合には、遠隔での調査を適宜実施する。
 - 中間レビューとして、第1回現地渡航及び国内作業での調査結果を取りまとめるとともに、生計向上のための効果的なアプローチを検討する。
 - 中間レビュー（案）をインテリムレポート（案）として取りまとめる。インテリムレポート（案）をJICA南アジア部及び関係部と協議し最終化する。
- 4) 第2回現地渡航（2023年2月上旬～3月上旬）
 - インテリムレポートを先方関係機関等に説明する。
 - 第1回現地渡航及び国内作業での調査結果を踏まえ、適宜追加調査を行う。
 - パイロット事業の計画を検討・策定、現地再委託等の実施体制の構築、実施準備。
 - 第2回現地渡航の業務内容についてJICA南アジア部及びパキスタン事務所へ報告する。
- 5) 国内整理作業（2023年3月中旬～4月中旬）
 - 第2回現地渡航での調査結果を整理する。整理の結果、追加すべき調査事項がある場合には、遠隔での調査を適宜実施する。
- 6) 第3回現地渡航（2023年3月下旬～7月上旬）
 - パイロット事業を開始し実施監理、モニタリング、効果検証等を行う。
 - パイロット事業の実施監理を行い、6月上旬までに同事業を完了する。
 - 第3回現地渡航の業務内容についてJICA南アジア部及びパキスタン事務所へ報告する。

- 7) 国内整理作業（2023年7月上旬～7月下旬）
 - これまでの調査及びパイロット事業の結果を踏まえ、今後のJICAによる支援の方向性を検討し、ドラフトファイナルレポート(案)を作成し、JICA南アジア部及び関係部と協議する。
 - 先方関係機関に対してドラフトファイナルレポート(案)の内容を説明する（オンラインを想定）。
- 8) 第4回現地渡航（2023年7月下旬～8月中旬）
 - パイロット事業に係る補足調査等を行う。
 - 先方実施機関に関しドラフトファイナルレポート(案)の内容を説明する。
 - 第4回現地渡航の業務内容についてJICA南アジア部及びパキスタン事務所へ報告する。
- 9) 国内整理作業（2023年8月下旬～11月下旬）
 - ドラフトファイナルレポートを更新・整理するとともに先方実施機関等と説明・協議し、関係者からのコメントを踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

第6条 報告書及び提出物等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、4)を成果品とし、提出期限は、2023年11月30日を予定している。各報告書の先方政府への説明・協議に際しては、事前にJICA南アジア部に説明の上、その内容について了承を得ること。

1) 業務計画書（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約締結後10営業日以内

部 数：和文5部、電子データ（PDF形式、Word形式）

2) インセプションレポート（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：現地調査開始2週間前

部 数：英文5部、電子データ（PDF形式、Word形式）

3) インテリムレポート（簡易製本）

記載事項：中間レビュー結果

提出時期：2023年2月中を想定

部 数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

4) ドラフトファイナルレポート（簡易製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023年8月中を想定

部 数：和文3部、英文3部、電子データ（PDF形式、Word形式）

5) ファイナルレポート（製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023年11月30日

部 数：和文5部、英文5部、CD-R5部、電子データ（PDF形式、Word形式）

※報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けることとする。

（2）調査報告書の仕様

調査報告書のうち1)～4)は簡易製本、5)は製本とする。報告書類の印刷、電子化については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。また、4)及び5)の各報告書は10ページ程度にとりまとめた要約版を作成し、各報告書の巻頭にページの色を変えて含めることとする。

（3）その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、収集資料リストを付して提出。

2) 議事録等

先方政府との各調査報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかにJICA南アジア部に提出すること。

3) 調査業務報告書

JICAの規定により、調査業務月報を添付した月例の業務報告書を翌月15日までに発注者に提出する。

4) 再委託契約の成果品

再委託契約により実施した業務等の成果品（パイロット事業計画書、パイロット事業完了報告書）について発注者へ提出する。

5) その他

上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

最終報告書目次（案）

略語表

要約

1. 調査の背景と概要
 1. 1. 背景
 1. 2. 目的
 1. 3. 調査対象地域
 1. 4. 現地関係機関
 1. 5. 調査期間
2. アフガニスタン難民・ホストコミュニティの生計・就労の現状
 2. 1. KP州ペシャワール市におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ
 2. 1. 1. 収入・就労の現状
 2. 1. 2. 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援・研修の機会
 2. 1. 3. 就労関連スキル
 2. 1. 4. 起業関連スキル、必要リソース等
 2. 2. KP州ハリプール県におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ
 2. 2. 1. 収入・就労の現状
 2. 2. 2. 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援・研修の機会
 2. 2. 3. 就労関連スキル
 2. 2. 4. 起業関連スキル、必要リソース等
 2. 3. KP州コハット県におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ
 2. 3. 1. 収入・就労の現状
 2. 3. 2. 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援・研修の機会
 2. 3. 3. 就労関連スキル
 2. 3. 4. 起業関連スキル、必要リソース等
 2. 4. イスラマバード市におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティ
 2. 4. 1. 収入・就労の現状
 2. 4. 2. 生計向上や能力向上（職業訓練含む）のための支援・研修の機会
 2. 4. 3. 就労関連スキル
 2. 4. 4. 起業関連スキル、必要リソース等
3. 調査対象地域の産業、労働市場等
 3. 1. 調査対象地域の産業構造
 3. 1. 1. フォーマルセクター
 3. 1. 2. インフォーマルセクター
 3. 2. 調査対象地域の労働市場
 3. 1. 1. フォーマルセクター
 3. 1. 2. インフォーマルセクター
 3. 3. 調査対象地域の起業の状況
4. 調査対象地域におけるアフガニスタン難民・ホストコミュニティの生計向上や

能力向上（職業訓練含む）のための既存事業に係る調査

4. 1. 生計向上、能力向上のための既存事業の実施状況、教訓等の分析

5. 中間レビュー

5. 1. 調査結果を踏まえた課題分析

5. 2. 課題解決方策の検討

6. パイロット事業³

6. 1. 事業概要

6. 1. 1. 目的

6. 1. 2. 実施内容

6. 1. 3. 実施体制

6. 1. 4. 日程

6. 2. 事業の計画・実施

6. 2. 1. 中間レビューを踏まえた計画

6. 2. 2. 実施

6. 3. 生計向上の効果検証

6. 3. 1. 検証結果（事業実施前後の就労有無の比較、収入の変化等）

6. 3. 2. パイロット事業実施によるアフガニスタン難民とホストコミュニティへの影響

6. 3. 3. ジェンダー配慮手法

7. 今後のJICAによる支援の方向性

7. 1. パキスタン政府及びJICAへの提言

7. 2. 他ドナーによる既存の支援との連携の可能性

7. 3. 今後更なる支援を行う上で考慮すべき事項

別添資料

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料及び同資料リスト

以上

³ 中間レビューにおいて、パイロット事業を実施する判断となった場合に記載。

プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	アフガニスタン難民及びホストコミュニティ住民の生計向上に確実に貢献し、且つ一時的な効果ではなく中長期的効果に資するアプローチ	第2章第5条 調査の内容
2	(パイロット事業を実施する場合) 目的に沿ったパイロット事業の提案(パイロット事業を計画・実施するために必要な情報収集項目、研修内容、期間、回数、対象人数、パイロット事業の再委託先等)	第2章第5条 調査の内容
3	(パイロット事業を実施する場合) パイロット事業の実施監理手法	第2章第5条 調査の内容
4	(パイロット事業を実施する場合) パイロット事業の効果検証手法	第2章第5条 調査の内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：生計向上、研修計画、就労・起業支援に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／就労・起業支援 1／生計向上

➤ 研修計画 1／就労・起業支援 2

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 9.50 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／就労・起業支援1／生計向上）】

- ① 類似業務経験の分野：職業訓練、就労・起業支援に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン・イスラム共和国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者（研修計画1／就労・起業支援2）】

- ① 類似業務経験の分野：研修計画、職業訓練に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：パキスタン・イスラム共和国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2022年8月に業務を開始し、2023年11月30日に最終成果品をJICAに提出することを想定している。報告書の提出時期は第2章第6条に記載のとおり。但し、調査の状況により必要と判断されれば、JICA及びパキスタン関係者と協議の上で変更することができる。

- 1) 国内準備作業（2022年8月上旬～10月上旬）
 - 業務計画書の提出
 - インセプションレポートの提出
- 2) 第1回現地渡航（2022年10月中旬～11月下旬）
- 3) 国内整理作業（2022年12月上旬～2023年1月下旬）
中間レビュー
- 4) 第2回現地渡航（2023年2月上旬～3月上旬）
インテリムレポートの提出
- 5) 国内整理作業（2023年3月中旬～4月中旬）
- 6) 第3回現地渡航（2023年3月下旬～7月上旬）
 - パイロット事業の実施（6月上旬までに完了）
 - パイロット事業の効果検証
- 7) 国内整理作業（2023年7月上旬～7月下旬）
ドラフトファイナルレポートの作成
- 8) 第4回現地渡航（2023年7月下旬～8月中旬）
- 9) 国内整理作業（2023年8月下旬～11月下旬）
ファイナルレポートの提出

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18.50 人月（現地：12.50人月、国内：6.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／就労・起業支援 1／生計向上（2号）
- ② 研修計画 1／就労・起業支援 2（3号）
- ③ 難民・ホストコミュニティ支援
- ④ 研修計画 2

3) 渡航回数を目途 全15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

パイロット事業の実施

(4) 公開資料

- Afghanistan Situation Regional Refugee Response Plan 2022
<https://data.unhcr.org/en/documents/details/90521>
- Market Systems Analysis for Afghan Refugees in Pakistan (UNHCR, ILO)
https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/documents/genericdocument/wcms_636574.pdf
- Refugee Affected and Hosting Areas (RAHA) Impact Assessment 2009 – 2016
<http://www.rahapakistan.org.pk/sites/default/files/UNHCR%20Impact%20Assessment%20Report%20RAHA%20Initiative%20FINAL.pdf>
- Pakistan - Situation of Afghan refugees (European Union Agency for Asylum)
https://euaa.europa.eu/sites/default/files/publications/2022-05/2022_05_EUAA_COI_Report_Pakistan_Situation_of_Afghan_refugees.pdf
- Refugee Management Support Programme (GIZ)
<https://www.giz.de/en/downloads/RMSP%20Fact%20Sheet-Sep2020-FINAL.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。本調査は対象国政府の要請に基づくものではなく、JICAの責任において実施するものであることから、パキスタン側から特別な便宜供与を得られるものではありません。但し、本調査実施にあたり、JICAパキスタン事務所から主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知などの調査協力依頼や、必要に応じたリクエストレターの発出など、円滑な調査実施のための協力を行うものとします。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められていますが、便宜供与にかかるJICAパキスタン事務所の支援を必要とする場合は、JICAパキスタン事務所に随時連絡・協議してください。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（英語⇄ウルドゥ語、パシ クトゥー語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wifi	無

（6）安全管理

1）日本国籍人材（現地在住の日本国籍の方を含む）の安全対策について

・現地業務に先立ち「JICA安全対策措置」を確認し、渡航前に必要な事前準備を行う。外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。渡航計画をJICAに提出するとともに現地作業期間中は安全管理に十分留意する。渡航前にはJICAパキスタン事務所もしくは、JICA本部による、渡航前安全ブリーフィングを受講する。

・現地の治安状況については、JICAパキスタン事務所、在パキスタン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。

・調査団が現地渡航する際のクリアランス手続き等を確認の上、遅滞なく手続きする。KP州の渡航にあたっては、渡航の都度、パキスタン政府から立ち入り許可証（NOC）を取得する必要があるが、また、通常であれば2週間程度で同許可証は取得できるものの、治安情勢によっては更なる日数を要する可能性があることに留意する。

・現地調査対象は外務省安全情報危険レベル2以下の地域に限り実施するとともに、調査実施にあたり現地事務所を設置する場合にはイスラマバード等の都市に置く。現地事務所の設置にあたっては、JICA本部による事前承認が必要であり、承認に必要な申請及び調査は受託者が行う。

・KP州ペシャワール及びコハット（外務省安全情報危険レベル4）においては、邦人は渡航せず、現地人材と連携することで調査を行う。KP州ペシャワール及びコハットで業務に従事するローカルNGOやローカルコンサルタントを選定する際は、①当該組織及び業務従事者が上記エリアでの十分な業務経験を有すること、②安全対策に関し、適切な措置や規範を運用している実績があること、③調査対象地域もしくはその周辺に業務上・生活上の拠点を有する業務従事者がアサインできることを条件とする。

・パキスタン国内ではしばしばテロ対策として携帯電話サービスが停止することから、有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。

宿舎についてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所

の指定するホテルを利用すること。

- ・宿舎及びレンタカーについてはJICAの安全基準を満たす必要があるため、JICAパキスタン事務所の指定するホテル・レンタカー会社を利用すること。

- ・現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

2) ローカル人材の安全対策について

ローカル人材の再委託をする場合は、以下の点について留意する事。

- ・外務省渡航レベル3以上の地域で活動するローカル人材を雇用する際は、以下の点について、十分な検討を行うこと。

- 1) 業務上のリスクに応じて必要と判断される保険に加入する。

- 2) 適切な通信手段を確保し、在外事務所との円滑な緊急連絡体制を確立する。

- 3) 原則として現地情勢に精通している人物が渡航、もしくは同行する。

- 4) 業務対象地域の事情に即した警護体制・移動手段を検討する。

- ・外務省渡航レベル3以上（特に国境付近、旧FATA地域）の治安情勢は常に流動的であり、プロジェクト開始当初に渡航可能とした地域であっても、プロジェクト期間中の渡航を保証するものではない。そのため、同地域を対象とした活動を計画する場合は、ローカル人材であったとしても、治安情勢によっては、渡航を認めない可能性があることを十分理解したうえで、活動計画を立てること。

- ・有事対応を含め、（再委託する）ローカル人材の安全対策については、受託者が責任を持って行うこと。必要に応じ、JICAから追加的安全対策措置等を講じることがあるが、その指示に従うこと。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）
パイロット事業の実施（現地再委託費）

（3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
特になし

（4）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

5. その他留意事項

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／就労・起業支援1／生計向上</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>研修計画1／就労・起業支援2</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	